

VI. 都市機能誘導施設の設定

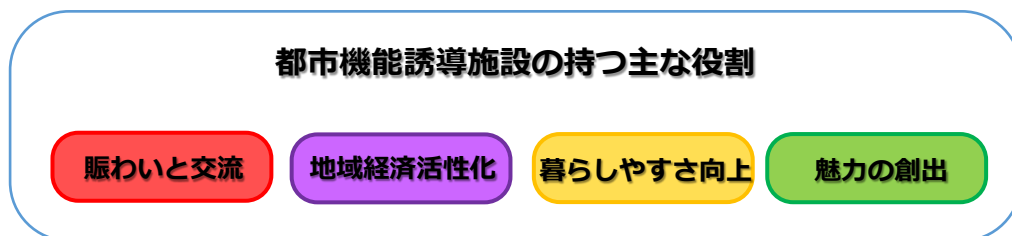
1. 都市機能誘導施設の設定方針

(1) 都市機能誘導施設の設定方針

都市機能誘導施設の設定にあたっては、まちづくり目標①に掲げる「知立駅周辺に多世代が暮らすとともに、都市の活力となる多様な都市機能が立地する魅力ある拠点づくり」を目指した施設とします。

広域的な交通結節点の特性を最大限に活用しながら、都市機能の立地により、**賑わいと交流**に満ちたまちづくりを行い、中心市街地や周辺の**地域経済の活性化**を図ります。また、まちなか居住の推進のために**暮らしやすさの向上**につながる都市機能の立地を図り、都市機能立地効果を市全域に波及させ、**魅力の創出**を図る拠点づくりを進めます。

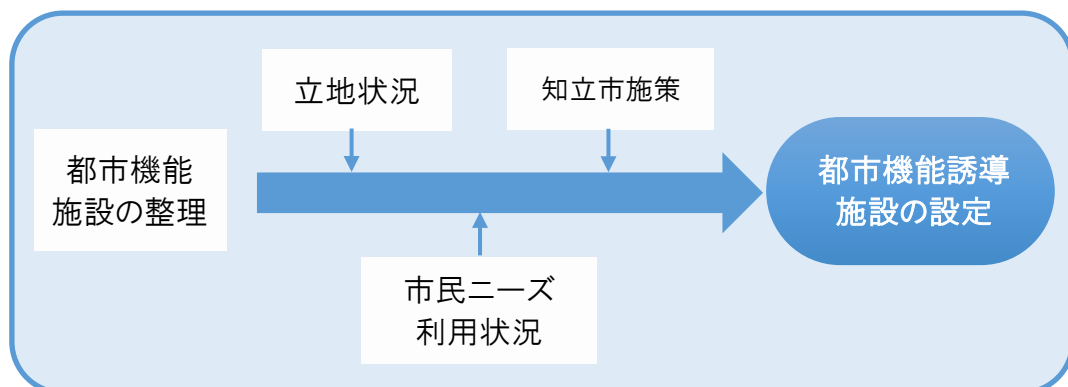
図VI-1 都市機能誘導施設の持つ主な役割



(2) 都市機能誘導施設の設定手順

都市機能誘導施設の設定は、以下に示す都市機能誘導施設の設定手順に基づき行います。なお、市域を超えて広域連携を行う施設については、その特性に考慮しながら都市機能誘導施設の設定を行います。

図VI-2 都市機能誘導施設の設定手順



2. 都市機能誘導施設の設定

(1) 都市機能施設の整理

主な都市機能施設の「定義」「役割」「主な利用層」「利用圏域」について整理します。

表 VI-1 都市機能誘導施設の整理(医療施設・行政施設・子育て支援施設)

大分類	小分類	定 義	役 割	主な 利用層	利用圏域	
					都市 レベル	日常生 活圏 レベル
医療施設	病院	医療法第1条の5第1項に規定する20床以上の病院	■暮らしやすさの向上	全世代	◎	
	診療所	医療法第1条の5第2項に規定する19床以下の診療所				○
	調剤薬局	医療法第1条の2に規定する調剤薬局				○
行政施設	市役所	地方自治法第4条第1項に規定する施設	■暮らしやすさの向上	全世代	◎	
	支所	地方自治法第155条第1項に規定する施設	■暮らしやすさの向上	全世代		○
子育て支援施設	子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する子育てについての相談、情報の提供、助言その他援助を行う施設	■暮らしやすさの向上	子育て世代、未就学児	◎	
	保育所	児童福祉法第39条第1項に規定する施設				○
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園				○
	児童館	児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設				○
	小規模保育事業所	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業所				○

表VI-2 都市機能誘導施設の整理(社会福祉施設・教育施設・文化施設)

大分類	小分類	定 義	役 割	主な利用層	利用圏域	
					都市レベル	日常生活圏レベル
社会福祉施設	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項に規定する施設	■暮らしやすさの向上	高齢者障がい者	◎	○
	老人福祉センター	老人福祉法第20条の7に規定する施設			◎	
	高齢者健康増進施設	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条第4項に規定する施設、高齢者を中心とした利用者が健康増進のための運動等を安全かつ適正に実施できる施設			◎	
	身体障害者福祉センター	身体障害者福祉法第31条に規定する施設			◎	
	老人デイサービスセンター	老人福祉法第20条の2の2に規定する施設				○
	小規模多機能型居宅介護事業所	老人福祉法第5条の2第5項に規定する施設				○
教育施設	大学等	学校教育法第1条に規定する大学等	■交流人口の増加 ■地域経済の活性化	学生	◎	
	専修学校・各種学校	学校教育法第124条、第134条に規定する学校			◎	
	小学校・中学校・高等学校	学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校	■暮らしやすさの向上	子育て世代、園児、生徒		○
	幼稚園	学校教育法第1条に規定する幼稚園				○
文化施設	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館	■交流人口の増加 ■魅力の創出	全世代	◎	
	公民館	社会教育法第21条第1項に規定する地域住民の文化・交流等のコミュニティ活動を支える施設			◎	○
	博物館・美術館	博物館法第2条第1項に規定する博物館・美術館、及び博物館法第29条に規定する博物館相当施設			◎	
	文化会館	集会、音楽、演劇等の催しの場としての施設		全世代	◎	
	体育館	スポーツ基本法に基づき策定された知立市スポーツ推進計画による施設		全世代	◎	

表Ⅵ-3 都市機能誘導施設の整理(商業施設・金融施設)

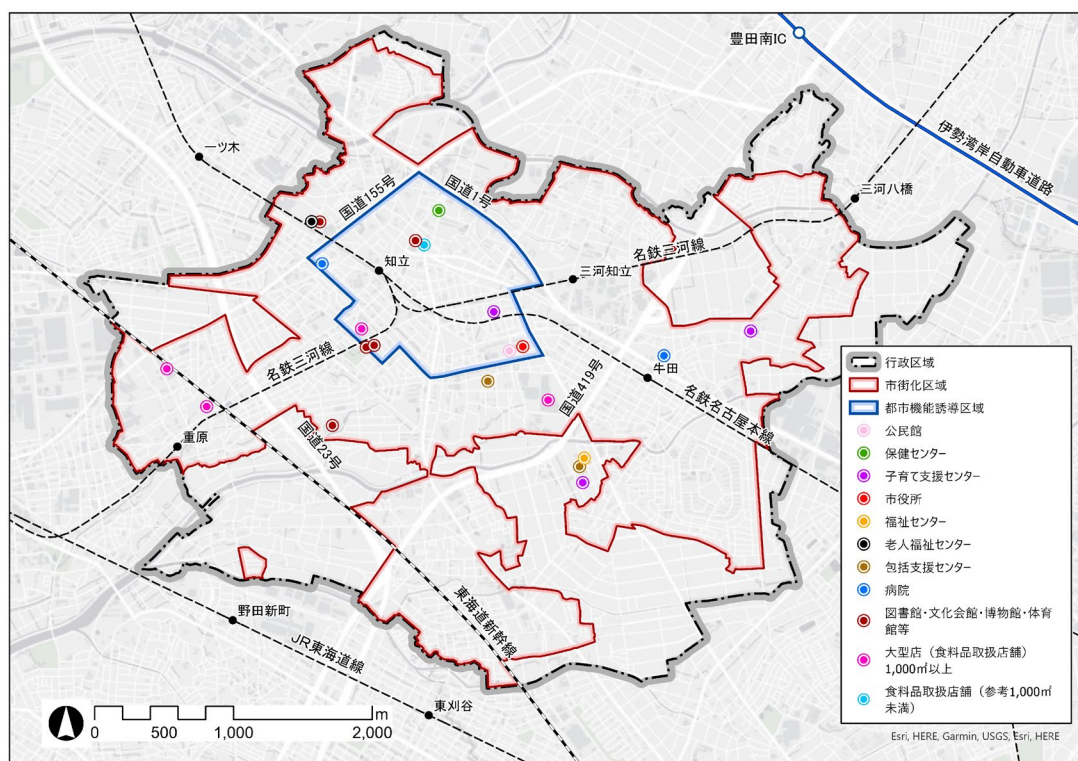
大分類	小分類	定 義	役 割	主な利用層	利用圏域	
					都市レベル	日常生活圏レベル
商業施設	超 10,000 m ² の大型店	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する店舗面積 1,000 m ² 以上の商業施設の内、10,000 m ² を超えるもの	■ 地域経済の活性化 ■ 交流人口の増加 ■ 魅力の創出	全世代	◎	
	1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満の大型店	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する店舗面積 1,000 m ² 以上の商業施設	■ 暮らしやすさの向上 ■ 地域経済の活性化	全世代	◎	○
	商店街内店舗	商店街振興組合法第 6 条第 1 項に規定する商店街振興組合の地区で、小売商業又はサービス業を営む店舗			◎	○
	コンビニエンスストア	食品や日用雑貨など多数の品種を扱う小規模な店舗				○
	ドラッグストア	医薬品や化粧品を主に扱う店舗				○
金融施設	銀行・信用金庫	銀行法第 2 条に規定する銀行、長期信用銀行法第 2 条に規定する長期信用銀行、信用金庫法に基づく信用金庫	■ 暮らしやすさの向上	全世代	◎	○
	郵便局	日本郵便株式会社法第 2 条第 4 項に規定する郵便局			◎	○

(2) 都市機能施設の立地状況

■ 都市レベルの都市機能施設

都市機能誘導区域には、市役所、図書館、保健センター、子育て支援センター、病院、リリオ・コンサートホール、商業施設のほか、銀行が立地しており、立地していない都市レベルの都市機能施設は、「社会福祉施設」です。

図VI-3 都市機能誘導区域と都市レベルの都市機能の立地状況



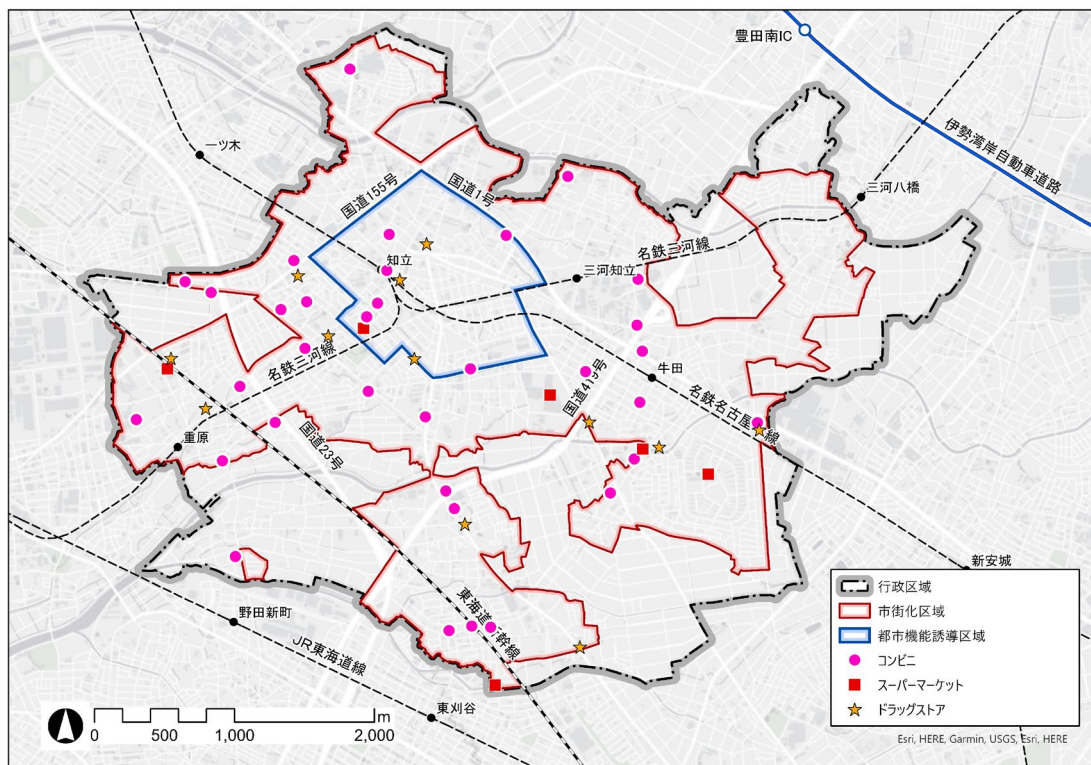
表VI-4 都市機能誘導区域と都市レベルの都市機能の立地状況

大分類	施設名	都市機能誘導区域内 立地の有無
(1) 医療施設	病院	○
(2) 行政施設	市役所	○
(3) 子育て支援施設	子育て支援センター	○
(4) 社会福祉施設	地域包括支援センター	×
	老人福祉センター	×
(5) 教育施設	専門学校	○
(6) 文化施設	図書館	○
	中央公民館	○
	博物館・美術館	○
	文化会館	○
	体育館	×
(7) 商業施設	超 10,000 ㎡大型店	×
	1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満大型店	○
	(参考)1,000 ㎡未満食料品取扱店舗	○

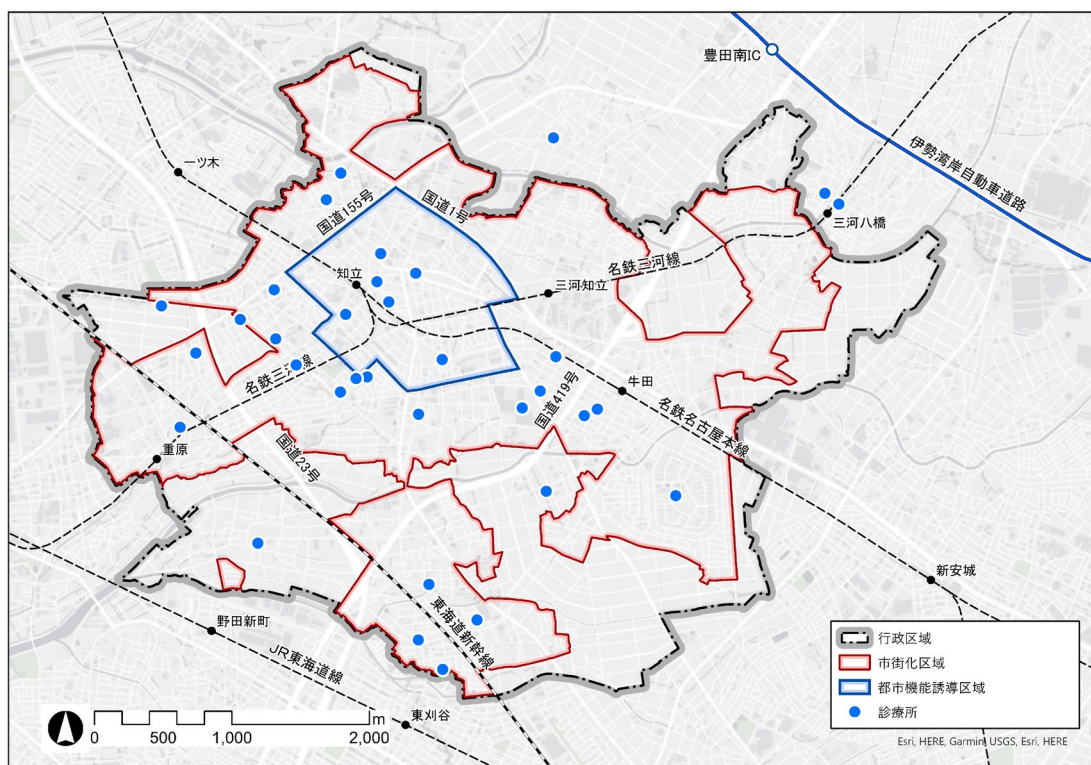
■ 日常生活圏レベルの誘導施設

都市機能誘導区域内の日常生活圏レベルの都市機能の立地状況は次図の通りであり、いずれの分野の都市機能も立地しています。

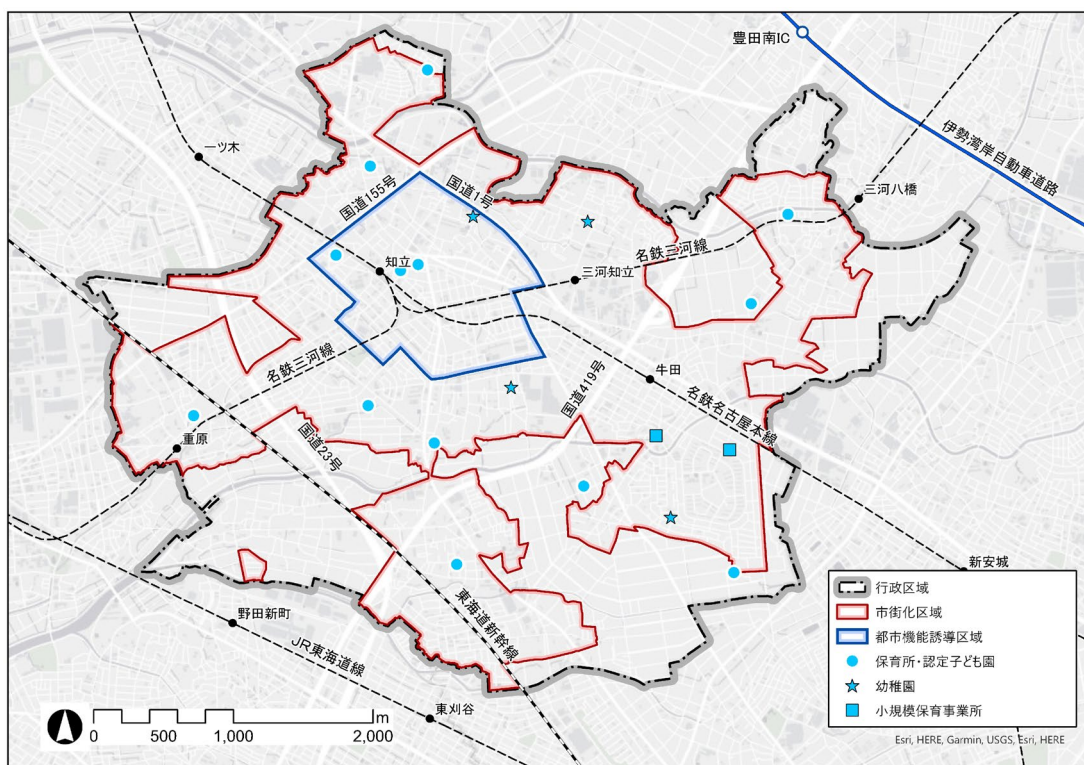
図VI-4 都市機能誘導区域と日常生活圏レベルの都市機能の立地状況
○商業機能（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア）



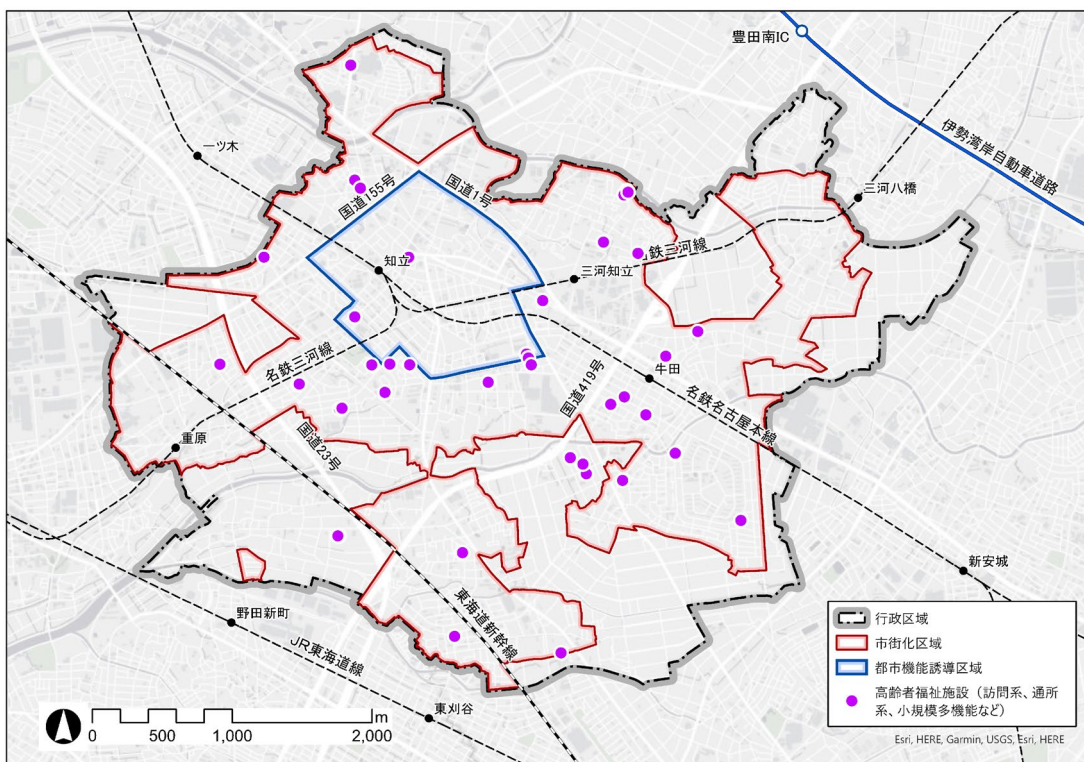
○医療機能（診療所）



○子育て支援機能（保育所・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業所）



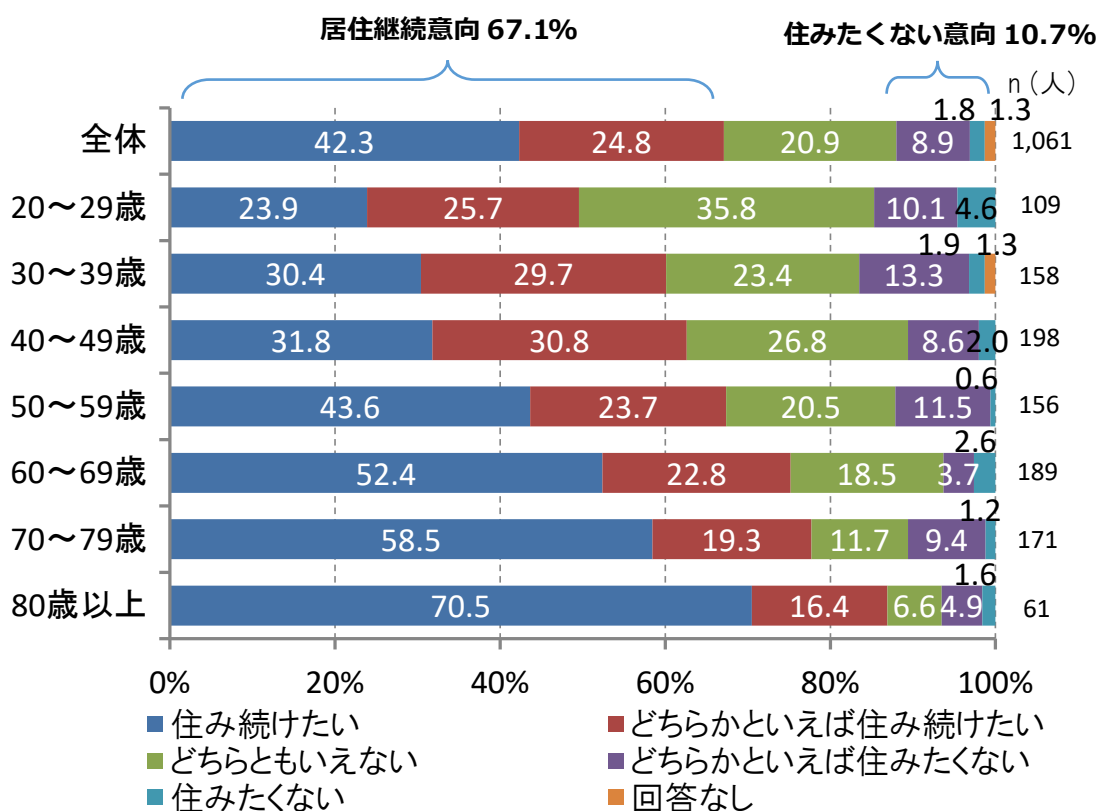
○社会福祉機能（訪問系、通所系等）



(3) 市民のニーズ・利用状況

第6次知立市総合計画市民アンケート調査（2013年9月実施、2,000配布、1,061有効（回収率53%））における市民の知立市への居住継続意向としては、「住み続けたい」42.3%、「どちらかといえば住み続けたい」24.8%となっており、居住継続意向が67.1%と比較的高い値となっています。これに対して、「どちらかといえば住みたくない」8.9%、「住みたくない」1.8%で、住みたくない意向が10.7%となっています。高齢になるほど住み続けたい意向が強くなっています。

図VI-5 年齢別知立市への居住継続意向



住みたくない理由の全体的な意見としては、「保健・医療分野のサービス施設が不十分だから」が 29.2%、「福祉分野のサービス施設が不十分だから」が 26.5%、「道路事情や交通の便が悪いから」が 25.7%、「スポーツ・レジャー施設や文化施設が不十分だから」が 24.8%となっています。

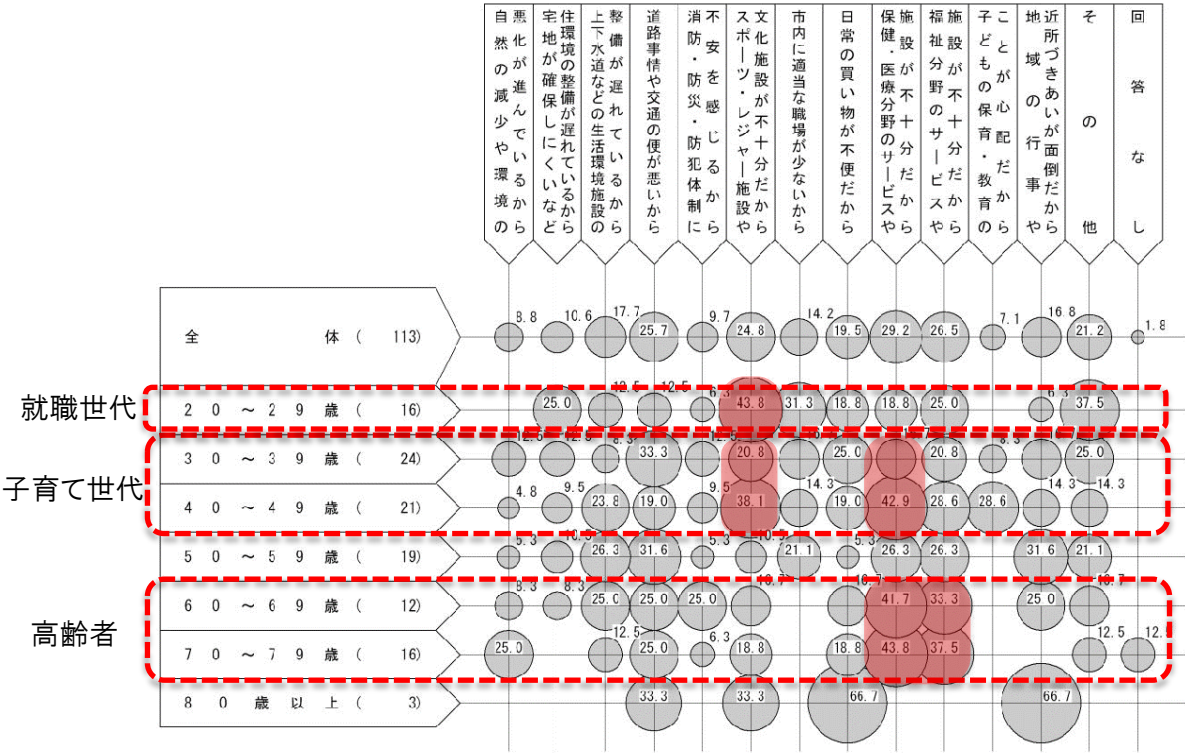
転入の多い就職世代の 20 代では、「スポーツ・レジャー施設や文化施設」が不十分と感じています。

30 代～40 代の子育て世代では、「スポーツ・レジャー施設や文化施設」、「保健・医療のサービスや施設」が不十分と感じています。

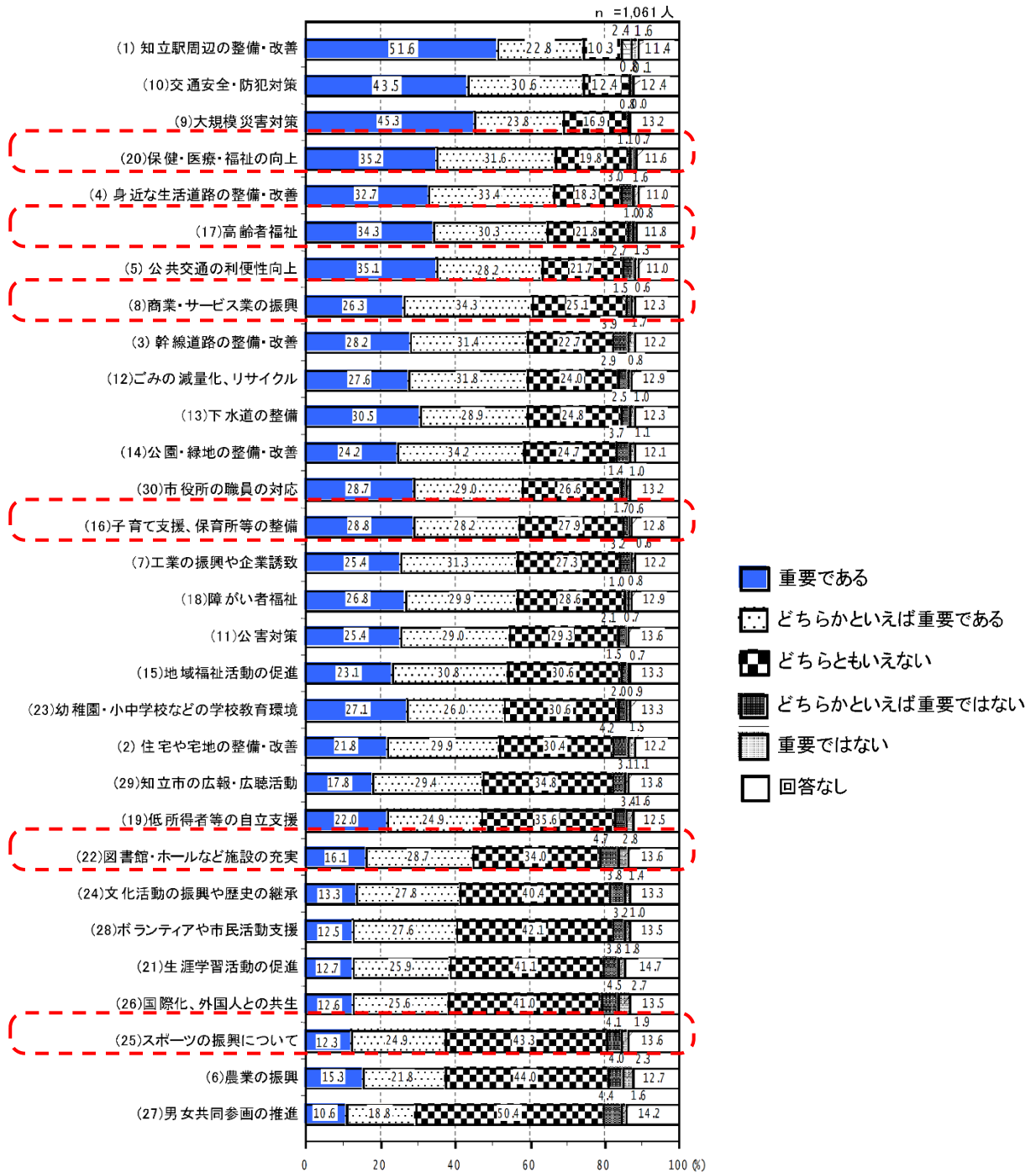
60 代以上では、「保健・医療のサービスや施設」、「福祉分野のサービスや施設」が不十分と感じています。

知立市の取り組みにおける重要度としては、「保健・医療・福祉の向上」、「高齢者福祉」、「商業・サービスの振興」、「子育て支援、保育所等の整備」の重要度が高く、「図書館・ホールなどの施設の充実」、「スポーツの振興」はやや重要度が低くなっています。

図 VI-6 年齢別知立市に住みたくない理由



図VI-7 知立市の取り組みにおける重要度



【市民ニーズ（不足を感じる施設・重要な施設）】

市民が不足を感じる都市機能施設

○就職世代の20代では、スポーツ・レジャー施設・文化施設

○子育て世代では、スポーツ・レジャー施設・文化施設、保健・医療施設

○60代以上では、保健・医療、福祉施設

市民が重要と感じる都市機能施設

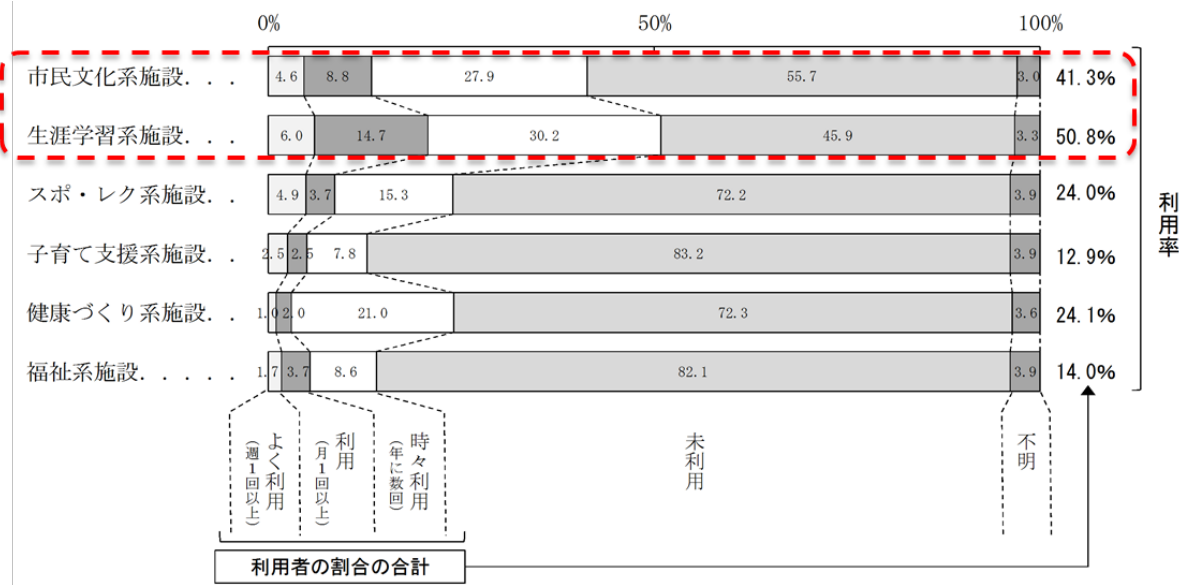
○保健・医療・福祉、高齢者福祉、商業、子育て支援

また、知立市の公共施設のあり方に関する市民アンケート調査（2014 年 11 月実施、配布 4,000 票、回収 1,376 票（回収率 34%））を見ると、「生涯学習系施設（図書館等）」の利用が最も多く、次いで「市民文化系施設（文化会館、中央公民館等）」となっています。

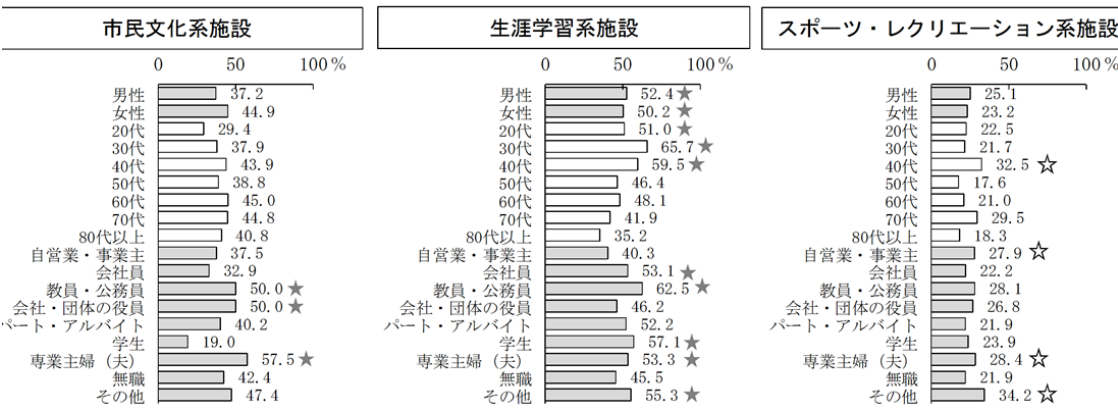
「スポ・レク系施設（福祉体育館等）」「福祉系施設（老人福祉センター等）」「子育て支援系施設（保育園、児童センター等）」「健康づくり系施設（保健センター）」の利用は、月に 1 回以上利用する人の割合が 10%未満です。ただし、利用世代が比較的限定される子育て支援系施設は、30 代 40 代の子育て世代が約 20%～40%、福祉系施設は 60 代以上の世代で約 17%～30%が利用しています。

公共施設数とスペースの評価では、市民文化系施設以外はやや低い評価となっていますが、評価値が-0.5 未満であることから「施設数とスペースは概ね適当」と評価する市民が大半と考えられます。スポーツ・レクリエーション系施設はスペースの評価が最も低いことから利用につながっていないと考えられます。

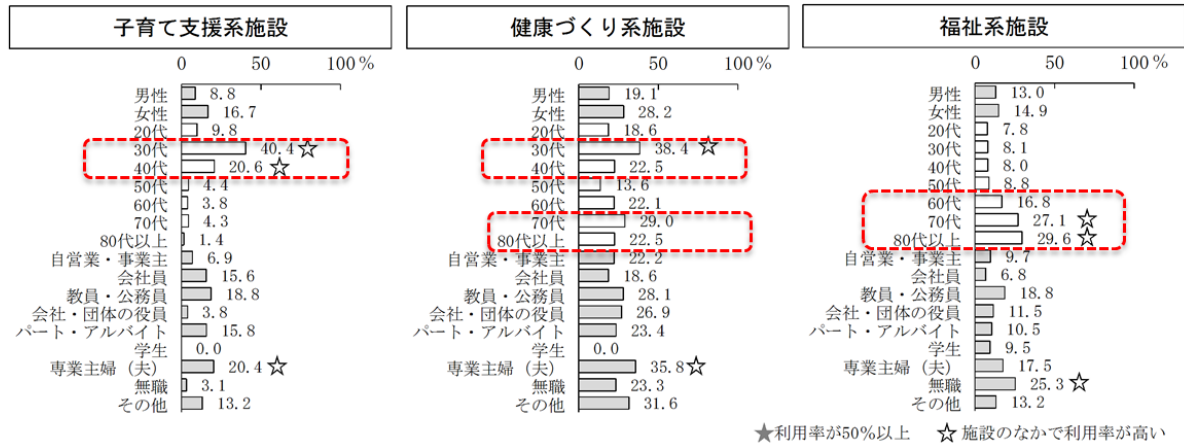
図VI-8 現在の公共施設の利用状況



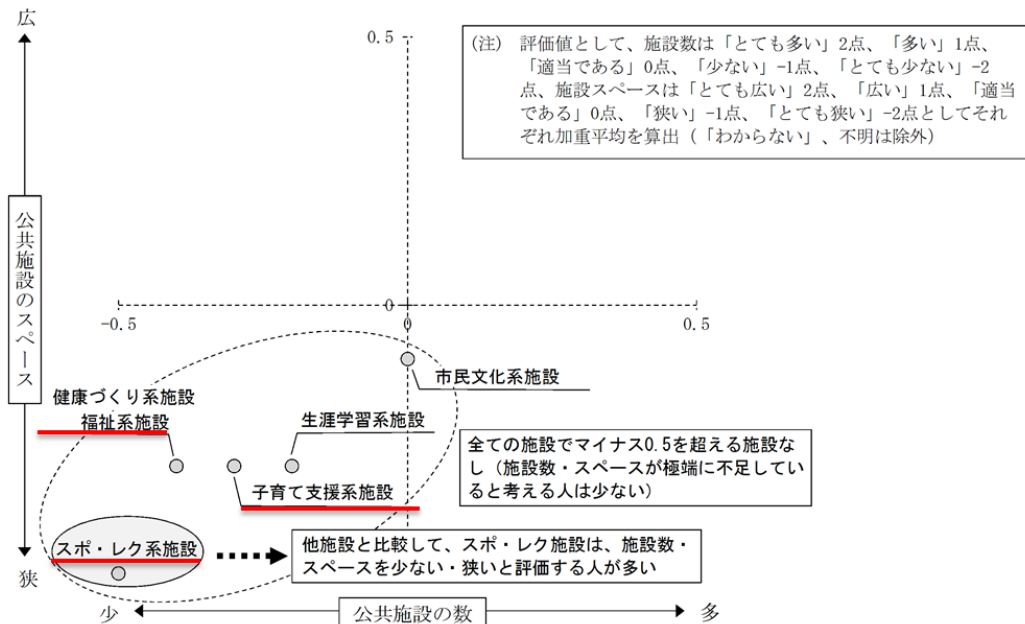
図VI-9 施設別年代別公共施設の利用状況



図VI-10 施設別年代別公共施設の利用状況



図VI-11 現在の公共施設数とスペースの評価



【市民の利用状況（よく利用する公共施設・公共施設の評価）】

市民がよく利用する公共施設

- 全世代で生涯学習系施設(図書館)、市民文化系施設(文化会館、中央公民館)
- 子育て世代は、子育て支援系施設(保育所、子育て支援センター等)
- 高齢者では、福祉系施設(老人福祉センター:60代以上)

市民の公共施設に対する評価

- 市民文化系施設以外はやや低い評価となっていますが、評価値が-0.5未満であることから「施設数とスペースは概ね適当」と評価する市民が大半

(4) 市の施策

本市では、まち・ひと・しごと総合戦略において、社人研が予測する将来人口に対して、合計特殊出生率及び社会移動率の向上を図り 70,000 人の人口を維持するとしています。

そのためには、本市を子育てしやすいまちにすることが必要であり、子育て世代の転出抑制、転入促進のための住宅・宅地の供給も必要であるとともに、子育て環境のより一層の充実が必要です。

一方で、このような戦略を今後展開したとしても高齢者人口の増加は避けられず、医療福祉に係る費用縮減のためにも、高齢者が可能な限り介護が必要とならず健やかな生活を送るためにも、高齢者の健康寿命の延伸が不可欠です。

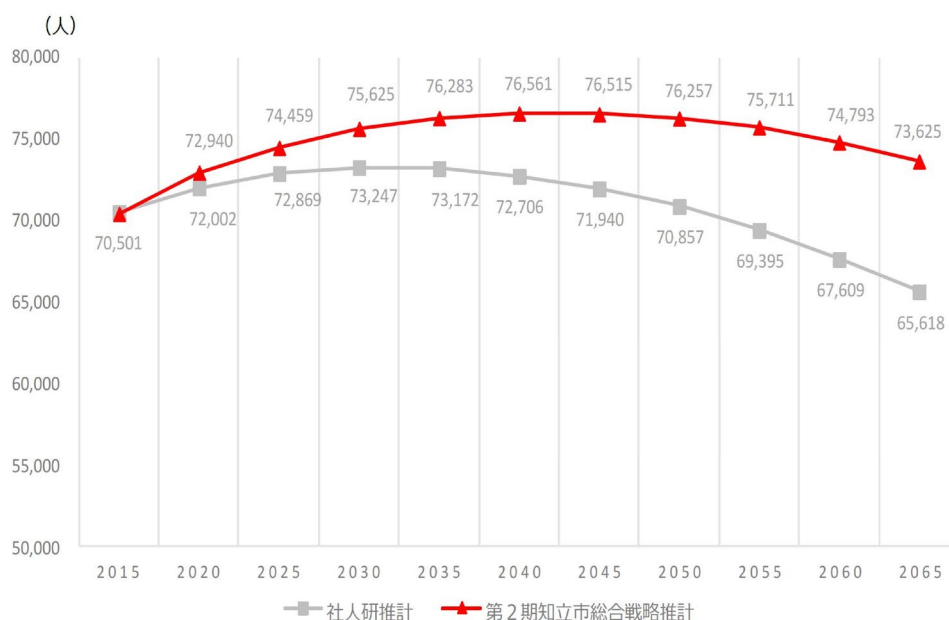
また、子育て世代を中心に就労世代（生産年齢人口）の定住促進によりバランスのとれた年齢構成にしていくことも重要です。

したがって、市の施策に対応する都市機能としては「子育て支援機能」、「高齢者健康増進機能」の拡充が望ましいと考えられます。

【市の施策】

- 子育て世代の転出抑制・転入促進のために、住宅・宅地供給とともに、子育て支援機能が必要
- 今後増加する高齢者の健康増進のために、高齢者健康増進機能が必要

図VI-12 人口推計シミュレーション



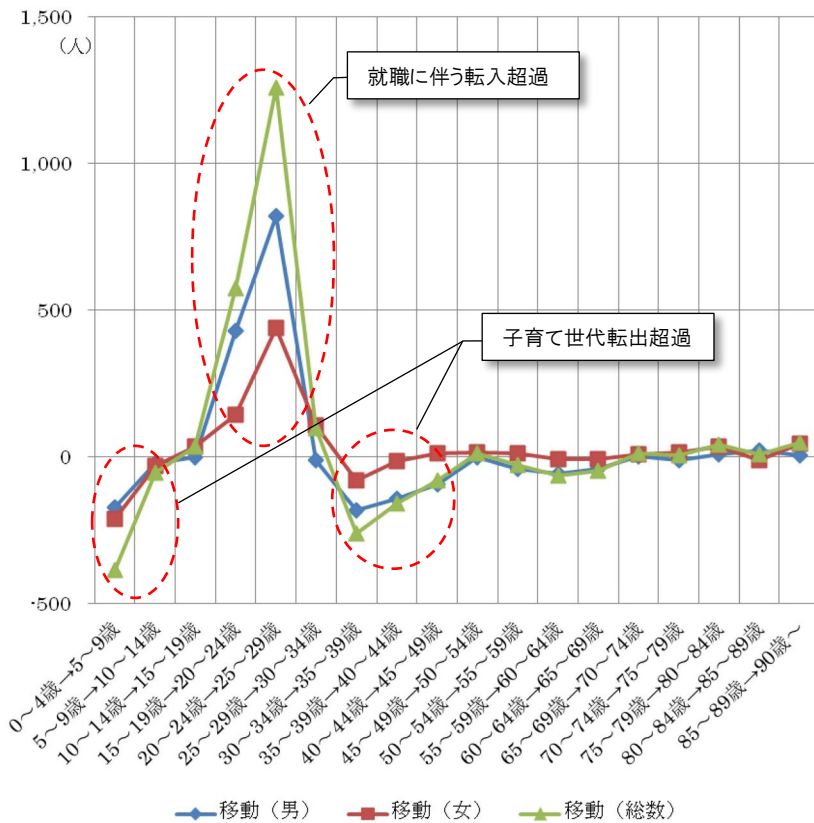
※社人研推計は国立社会保障・人口問題研究所推計(2018 年)を内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が補正

※移動率は、第1期知立市総合戦略に引き続き3割向上するものと設定

※合計特出生率は本市で独自に算出した 2017 年の合計特出生率 1.60 から 2030 年までに国が掲げる 1.8 に段階的に到達するように設定

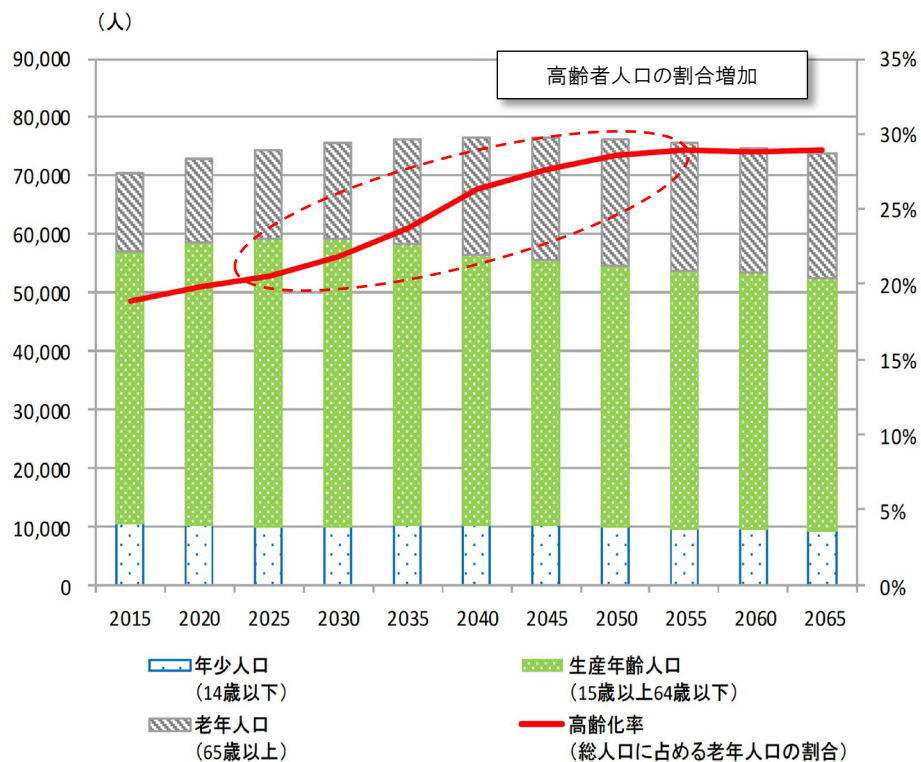
(資料: 第2期まち・ひと・しごと総合戦略)

図VI-13 性別・年齢階級別人口移動(2010年→2015年)



（資料：第2期まち・ひと・しごと総合戦略）

図VI-14 将来人口推計に基づく年齢3区分別人口の推移及び高齢化率



（資料：第2期まち・ひと・しごと総合戦略）

(5) 都市機能誘導施設の設定

各都市機能施設における「都市機能施設の整理（都市レベルの施設）」「都市機能施設の立地状況（立地の有無）」「市民ニーズ・利用状況（市民ニーズ）」「市の施策」を整理すると下表のようになります。これを基に各都市機能施設の都市機能誘導施設への設定の必要性について以下に示します。

表VI-5 各都市機能施設の状況整理

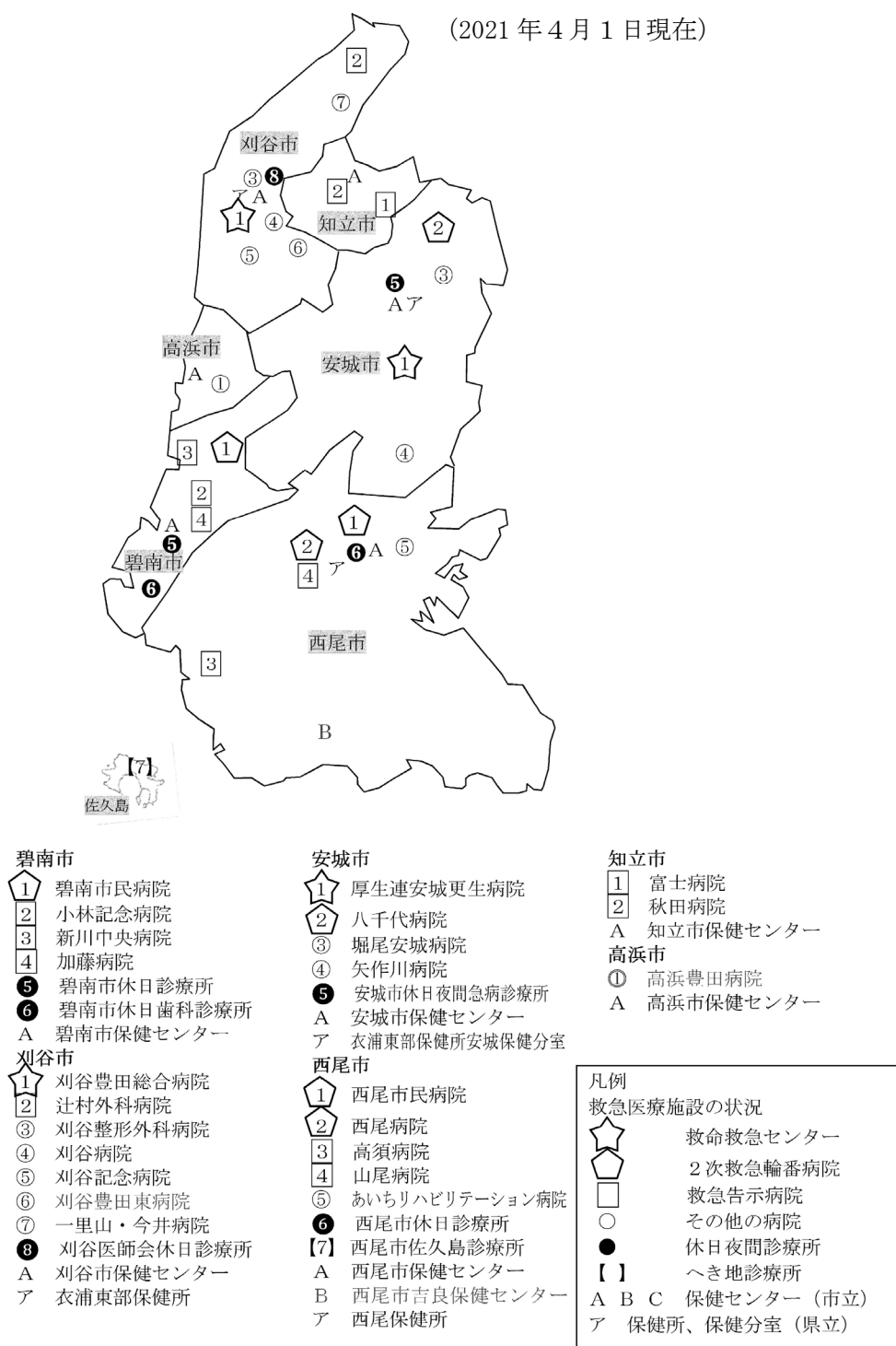
大分類	小分類	都市レベルの施設	都市機能誘導区域内立地の有無	市民ニーズ	市の施策
①医療施設	病院	◎	○	○	
	診療所		○	○	
	調剤薬局		○	○	
②行政施設	市役所	◎	○		
③子育て支援施設	子育て支援センター	◎	○	○	○
	保育所		○	○	○
	認定こども園		×	○	○
	児童館		×	○	○
	小規模保育事業所		×	○	○
④社会福祉施設	地域包括支援センター	◎	×		
	老人福祉センター	◎	×	○	○
	高齢者健康増進施設	◎	×	○	○
	身体障害者福祉センター	◎	×	○	○
	老人デイサービスセンター		×		
	小規模多機能型居宅介護事業所		×		
⑤教育施設	大学・専修学校・各種学校	◎	○		○
	高等学校		○		
	小学校・中学校		○		
	幼稚園		○		
⑥文化施設	図書館	◎	○	○	○
	中央公民館	◎	○		
	博物館・美術館	◎	○		
	文化会館	◎	○	○	
	体育館	◎	×	○	
⑦商業施設	超 10,000 m ² 大型店	◎	×	○	○
	1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満大型店	◎	○	○	○
	商店街内店舗	◎	○		
	コンビニエンスストア		○		
	ドラッグストア		○		
⑧金融施設	銀行・信用金庫	◎	○		
	郵便局	◎	○		

① 医療施設（病院）

医療施設は、市民ニーズは高いものの、既に病院、診療所ともに都市機能誘導区域内に立地しており、知立市が属する西三河南部医療圏では刈谷市、安城市に立地する総合病院が地域の高次医療施設と位置づけられていることから、近隣市に立地する総合病院を利用するといった広域連携が妥当であるため、誘導施設として設定しません。

図VI-15 西三河南部西医療圏と主な保健・医療施設

(2021年4月1日現在)



（資料：西三河南部西医療圏保健医療計画より作成）

② 行政施設（市役所）

行政施設は、都市レベルの施設ではあるものの、既に市役所が都市機能誘導区域内に立地していることから、誘導施設として設定しません。

③ 子育て支援施設（保育所等）

少子高齢化の時代にあって子育て支援施設の充実は大きな課題であり、市民ニーズや市の施策において子育て支援施設は重要な位置づけとなっています。さらに、現有施設の老朽化が進んでおり、今後の機能更新や施設の統合等も視野に入れる必要があります。

また、都市機能誘導区域においては、保育所が数か所で立地しているものの、多様な世代のまちなか居住の促進、子育て世代の居住促進、仕事と子育ての両立の支援のためには、さらなる子育て支援施設の中心市街地における立地が重要です。

これらのことから、現有施設の立地存続や機能強化を図るとともに、民間事業者による新たな立地等についても誘導を図るために、保育所等の**子育て支援施設を誘導施設に設定**します。

④ 社会福祉施設（健康増進施設）

社会福祉施設は、市民ニーズが高く、特に高齢者の健康増進を図る老人福祉センターは市民の利用度も高い施設です。この老人福祉センターは、知立市福祉体育館の中に市民体育館との複合施設として都市機能誘導区域に隣接して既に立地しており、当面は利用が継続されるため、公共施設として同種施設を新設することは困難と考えられます。

ただし、市の施策においても今後の超高齢社会に対応して、高齢者がいつまでも健康を維持し、健やかに生活することへの対応として高齢者健康増進機能の拡充が位置づけられ、交通利便性の高い中心市街地へ立地する機能としては重要であることから、民間事業者による事業化も考慮して、都市レベルの施設で**高齢者の利用を中心とした健康増進施設を都市機能誘導施設に設定**します。

⑤ 教育施設（大学、専修学校等）

西三河地域には多様な専門学校が立地していますが、知立駅前にも学校法人が立地しています。また、刈谷市に立地する愛知教育大学等には、多くの学生が知立駅を利用して通学しています。

このように知立駅が鉄道網の結節点であることを活かして、『学生の街』としての特徴を一層高め、学生による中心市街地のにぎわいと活力を高めるため、都市レベルの施設となる**教育施設(大学、専修学校等)を誘導施設に設定**します。

⑥ 文化施設（図書館等）

図書館は、市民の多様な世代が最も多く利用する施設であり、都市機能誘導区域内に立地する大変重要な施設ですが、施設の機能強化が求められています。近年の図書館の機能更新状況を見ると、単なる図書の貸し出し機能にとどまらず、市民の生涯学習を支援する機能やコミュニティ活動を支援する機能が併設され、市民の交流拠点としての役割を果たすことが目指されています。

知立市においては、都市機能誘導区域内に図書館が立地していることから、当面は当該施設の維持及び機能強化が課題となっており、図書館の機能更新に伴う施設の移転、市民交流機能などの機能強化等が必要になった際、これらが都市機能誘導区域内で行われるように、**市民交流等に資する図書館等を誘導施設に設定**します。

文化会館及び体育館は、市民の多様な世代が多く利用する施設であり、知立駅周辺に立地すれば街の活力向上に寄与すると考えられますが、文化会館については類似施設であるリリオホールが都市機能誘導区域内に立地しており、当分継続利用が可能な状況にあります。体育館については、都市機能誘導区域に近接して福祉体育館が立地しており、地価の高い駅周辺では施設利用者のための駐車場確保が困難な状況です。また、これらの施設は近隣市の類似施設と広域的な利用連携が図られています。これらのことから、文化会館及び体育館については誘導施設に設定しません。

⑦ 商業施設

市内に立地する店舗面積 1,000 ㎡以上の大型店は下表の通りです。この内、ピアゴ知立店は都市機能誘導区域内に立地しています。

表VI-6 知立市に立地する大型店

大型店	ピアゴ知立店 (6,970 ㎡)
	ギャラリエアピタ知立店 (29,597 ㎡)
	ドミー知立店 (6,267 ㎡)
	クスリのアオキ 上重原店 (1,625 ㎡)

知立駅周辺の都市機能誘導区域では、商業施設を導入する市街地再開発事業が進められているとともに、中心市街地におけるまちなか居住を促進するためには、生活利便性を高める商業機能の一層の集積が必要となります。また、中心市街地のにぎわいと交流の創出に資する商業施設の立地も考慮し、**1,000 ㎡以上の店舗面積を有する商業施設を誘導施設に設定**します。

⑧ 金融施設（銀行、信用金庫、郵便局）

金融施設は、都市機能誘導区域内においていくつかの銀行・信用金庫の立地があり、郵便局も立地しています。また、銀行・信用金庫の一部機能（ATM）は商業施設等にも設置されていることを踏まえ、誘導施設には設定しません。

⑨ その他施設

広域的な交通結節点の特性を最大限に活用した魅力ある拠点づくりを進めるためには、都市機能誘導区域内に働く場を確保していくことが重要なことから、知立駅周辺への事務所の立地誘導を図っていきます。ただし、立地適正化計画制度において、都市居住者に商品やサービスを提供する機能を有しない事務所等は、居住者の共同の福祉や利便性の向上に直接的に資する施設でないことから、誘導施設には設定しません。

⑩ 都市機能誘導施設の設定

都市機能誘導施設の設定にあたっては、設定方針を考慮するとともに、知立市における現状の都市機能立地状況、市民のニーズ、市の施策を踏まえて、次の誘導施設を設定します。特に転出が多くみられる子育て世代の居住促進、今後増加する高齢者の健康増進を図る機能の強化が必要です。また、病院、体育館、文化会館などは、近隣市との広域連携を図ります。

表VI-7 都市機能誘導施設の設定

誘 導 施 設	概 要
子 育 て 支 援 施 設	多様な世代のまちなか居住の促進、子育て世代の居住促進、仕事と子育ての両立の支援に資する子育て支援施設（子育て支援センター、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、児童館等）
社 会 福 祉 施 設 （健康増進施設）	高齢者を中心に市民がいつまでも健康を維持し、健やかに生活することに資する高齢者の利用を中心とした健康増進施設
教 育 施 設 （大学、専修学校等）	知立駅が鉄道網の結節点であることを活かして、学生による中心市街地のにぎわいと活力を高めることに資する教育施設（大学、専修学校等）
文 化 施 設 （ 図 書 館 等 ）	図書館の機能更新に伴う施設の移転、市民交流機能などの機能強化等が都市機能誘導区域内で行われるように、市民交流等に資する図書館等
商 業 施 設	中心市街地でのまちなか居住を促進し、生活利便性の向上、中心市街地のにぎわいと交流の創出に資する1,000㎡以上の店舗面積を有する商業施設

3. 届出制度

① 都市機能誘導区域外における届出

都市機能誘導区域外において、以下に示す都市機能誘導施設に関わる開発行為と建築等行為を行う場合、これらの行為に着手する 30 日前までに、市への届出が必要です。

【届出対象となる行為】

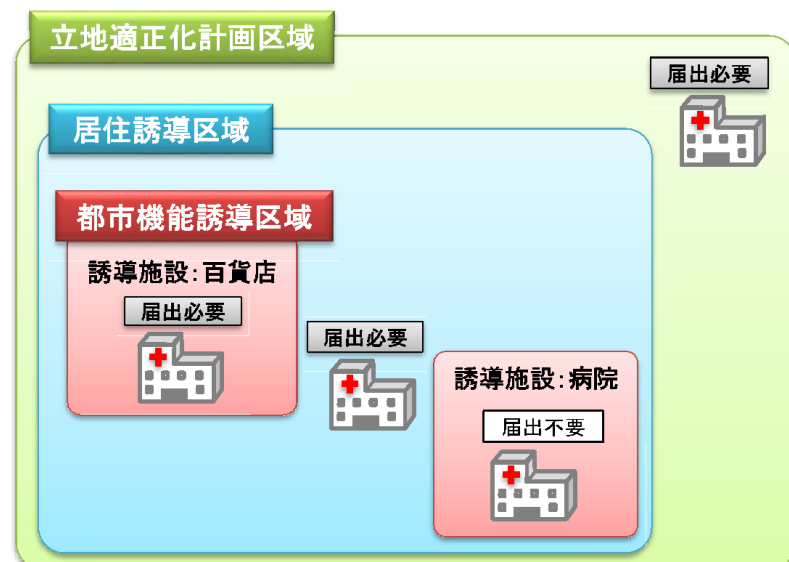
開発行為

- 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

建築行為

- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

図 VI-16 都市機能誘導施設の届出のイメージ



※都市機能誘導区域が 2 箇所あり、そのうち誘導施設に病院を位置つけた誘導区域が 1 箇所とした場合に病院を建築する場合の届出の要否を示している。

(資料:立地適正化計画作成の手引き(国土交通省))

② 都市機能誘導区域内における届出

都市機能誘導区域内において、誘導施設の休止又は廃止を行う場合、これらの行為に着手する 30 日前までに、市への届出が必要です。